

4 生徒心得

1 校規校則の遵守

- 1) 本校生徒は、要領・実践項目の趣旨に従い行動すること。
- 2) 本校生徒は、学校において定められた規定・規律・生徒会規則を守ること。

2 礼儀

礼儀とは、お互いの人格を尊重し、自己の品位を高め、集団生活を円滑にするための基本であり、日常の態度・言動は節度を保ち、敬愛と親愛の心が表れるものでなければならない。

3 服装・容姿

服装・容姿は、常に清潔であり、自己の品位を高めるように心がけなければならない。

- 1) 登下校時および本校生徒として校外活動に参加する場合には制服を着用すること。
- 2) 登下校時の履物は靴とし、内履きについては別に定められた規定に従うこと。
- 3) 頭髪は清潔にして高校生らしく整えること。パーマ・染色・脱色等しないこと。
- 4) 装飾品や化粧は禁止する。
- 5) 制服は下記の通りとする。

【男子】ブレザー、スラックス、ワイシャツ、ネクタイ、（学校指定のベスト）

【女子】ブレザー、スカート（またはスラックス）、ブラウス、リボン、（学校指定のベスト）

ただし、原則として6月～9月は夏季略装とし、次の通りとする。

【男子】ワイシャツ、スラックス、（学校指定のベスト）

【女子】ブラウス、スカート（またはスラックス）、（学校指定のベスト）

4 風紀

- 1) 携帯電話・スマートフォン等は、授業・学校行事の間など、教育活動の間は使用を禁止する。
- 2) 携帯電話・スマートフォン等による、SNS・インターネット等の不正利用を禁止する。

（例）不正使用：SNS・インターネットによる他者への誹謗中傷・からかい、個人情報等の拡散（写真等の画像を含む）、性非行のための利用等。

- 3) 金銭・物品は貸借しないこと。
- 4) 学校の建物・器具等は丁寧に扱い、校舎・器具等を破損したときは、直ちに学校に申し出て、指示を受けること。
- 5) アルバイトを希望する生徒は、保護者と十分に相談し承諾を得て、所定の「アルバイト届」を提出すること。ただし、下記の事項に該当する場合は許可しない。

ア 学業等、高校生活に支障があると判断したとき。

イ 労働基準法などの法令に違反する場合。なお、具体的な内容は以下のとおり。

- ① 深夜時間帯（午後10時から翌日の午前5時まで）に働くこと。
- ② 飲酒を主とする店（居酒屋など）で働くこと。
- ③ 遊技場で働くこと（バー・クラブなど）。
- ④ 危険または有害な業務で働くこと。

例：重量物の取り扱い、足場の業務など

⑤ 喫煙する人が多く、受動喫煙を防ぐことができない職場で働くこと。

※その他、判断できない場合は、必ず事前に学校に相談すること。

6) 下記の事項は厳禁である。

ア 喫煙・飲酒（ニコチンを含まない電子タバコ・ノンアルコール飲料なども禁止する）（喫煙・飲酒の場への同席も厳禁）

イ いじめ・暴力（いじめ・暴力を受けたときや、目撃したときは直ちに教師に届け出ること。）

ウ 生徒として不適当な場所への立ち入り

エ 深夜の外出・無断外泊

オ その他本校生徒としての本分に反する行為

5 恋愛による交際

恋愛による交際は、互いの人権を尊重するものでなければならない。

6 登下校

1) 生徒は、定められた登下校時刻を守ること。

2) 生徒は、生徒昇降口から出入りすること。

3) 登校後は、放課後まで無断で校外に出ないこと。

4) やむを得ない用件で外出する場合は、学級担任の許可を得ること。

7 欠課・欠席・遅刻・早退

1) 病気やその他の理由で欠席や欠課をするときは、学級担任に届け出ること。

2) 登校後に欠課・早退をするときは、学級担任の許可を得ること。

3) 遅刻したときは、学級担任にその理由を届けること。

8 交通

1) 通学

ア 自転車・原付バイク通学生は、交通法規を守り安全に十分注意するとともに、通学前に所定の手続きで許可を得ること。

イ 通学に使用する自転車・原付バイクには、学校所定のステッカーを添付し、指定された場所へ駐輪・駐車すること。

ウ 原付バイク通学については、1年生からとし、所定の「許可願」受理後、原付バイク実技講習などを受講し、審査の上、許可する。

2) 運転免許の取得等

ア 原付バイク（50cc以下）

・免許の取得は、1年次の入学時から許可する。

・免許取得後、「取得届」を提出すること。

イ 自動二輪車

・免許の取得を禁止する。（免許取得のための自動車学校通校も禁止）

・保護者が運転する場合を除いて、同乗することを禁止する。

ウ 普通自動車

・免許の取得のための自動車学校通校、および免許の取得は、3年生の夏休みから許可する。

- ・自動車学校に通う場合は「通学願」を提出すること。
- ・免許取得後、「取得届」を提出すること。
- ・免許取得後の自動車の運転については、事故のおそれがあることから、在学中は運転しないこと。

エ 電動キックボード等（道路交通法が定める「特定小型原動機付自転車」）

- ・電動キックボード等による通学は禁止する。

9 休業中の注意

- 1) 日常の生活は「生徒心得」によること。
- 2) 泊を伴う旅行等については、保護者の同意を得ること。
- 3) 海外旅行をする場合は、学校に届け出ること。

10 保健・衛生・美化

- 1) 校舎内外の清掃・美化・清潔な学習環境づくりにつとめること。
- 2) 感染症の予防及び取り扱いについては、学校の指示に従うこと。

11 政治活動

選挙活動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに、本校生徒としての自覚を持って行う。

【村松高等学校「生徒心得」制定の意義と背景】

要 領

- 1 本校生徒は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んずること。
- 2 本校生徒は、自主的精神を養い、健康な身体を作り、相互の敬愛と協力によって文化の創造と発展に貢献すること。

実践項目

公正信義 敬愛協力 自律責任 健康明朗 勤勉向上